

随意契約理由

令和6年(2024 年)4 月 1 日

契 約 担 当 課 名	都市経営部広報戦略課
発 注 担 当 課 名	都市経営部広報戦略課
契 約 名 称	弁護士相談業務
契 約 内 容	法律に関する相談業務
契 約 締 結 日 及 び 契 約 期 間	令和 6 年(2024 年)4 月 1 日 令和 6 年(2024 年)4 月 1 日から 令和 7 年(2025 年)3 月 31 日まで
契 約 の 相 手 方 (所 在 地 ・ 名 称)	大阪市北区西天満 1 丁目 12 番 5 号 大阪弁護士会
契 約 金 額	6,587,361 円
随 意 契 約 理 由	(地方自治法施行令第 167 条の 2 第1項 第 2 号に該当) 本相談業務は、相談者が抱える弁護士に係る相談に対して、弁護士が内容を聴取し、その範囲の中で、法律に照らして一般的なアドバイスを行うものです。 については、相談担当弁護士の偏りを生じさせず、また、バックアップを含め、弁護士を指定日時に派遣することができることから、弁護士法に基づいて設立され、弁護士が加入する大阪弁護士会と随意契約を締結するものです。